

「知事が別に定める農薬の成分」について

岩手県環境影響評価技術指針（平成 11 年岩手県告示第 19 号の 3）別表第 2 の備考 5（5）及び別表第 3 の備考 3（5）において、知事が別に定めることとしている農薬の成分は以下のとおりです。

- 1 水質汚濁に係る農薬登録基準（平成 20 年環境省告示第 60 号）において基準値が設定されている農薬の成分
- 2 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和 2 年環境省告示第 31 号）において基準値が設定されている農薬の成分
- 3 令和 2 年 3 月 27 日環水大土発第 2003271 号環境省水・大気環境局長「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」別表に掲げる農薬の成分